

租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外五名発議)(参第一八号)要旨

本法律案は、平成二十一年度においてもなお引き続き我が国経済が危機的状況にあることにかんがみ、中小企業者等の経営を一層支援するため、中小企業者等の法人税率の軽減特例について、平成二十一年六月一日以後に終了する各事業年度又は各連結事業年度に係る法人税率を更に引き下げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業者等の平成二十一年六月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度又は各連結事業年度の所得(年八百万円以下の部分)に対する法人税の軽減税率(現行は十八%又は十九%)を、十一%又は十二%に引き下げる。

二 この法律は、平成二十一年六月一日から施行する。

なお、本法律施行により歳入減となる額は、平年度約二千三百五十億円の見込みである。